神保保予第１７９９号-2
平成３０年７月１７日

公益社団法人神戸市民間病院協会
会長　西　昂　様

神戸市保健所長
伊地智　昭浩

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

平素は本市保健行政にご理解・ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

この度、みだしのことについて平成30年７月６日付け薬生安発0706第１号にて厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長より通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、本通知の内容について、貴会会員へ周知いただきますようよろしくお願いします。

担当：予防衛生課医務薬務係　松本
TEL：322-6796

薬生安発 0706 第１号
平成 30 年７月６日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の７第１項第１号及び第２号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 258 号）及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第１条第３項第５号の規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣が指定する第二類医薬品の一部を改正する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 259 号。以下「改正告示」と総称する。）が平成 30 年７月６日に告示されました。

また、これに伴い、「一般用医薬品の区分リストについて」（平成19年３月30日付け薬食安発第0330007号安全対策課長通知。以下「通知」という。）の一部を別添１のとおり改正し、今回の改正を反映させた区分リストを別添２のとおり作成しました。改正の概要は、下記のとおりです。貴管下関係業者、関係団体等に対する周知方よろしくお願いします。

なお、改正告示が適用され、リスクの区分が第一類医薬品から変更された場合、薬剤師のほか登録販売者等による販売が可能となることから、新たな区分に応じた適切な情報提供が行われるよう指導方よろしくお願いします。

記

１．改正箇所等

改正箇所	改正の概要
通知別紙２（第二類医薬品）（４）及び（５）	アルミノプロフェンを指定第二類医薬品に指定することに伴い、アルミノプロフェンを追加する。

２．改正告示の適用日
平成 30 年７月８日

別添１

「一般用医薬品の区分リストについて」の一部改正について　新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
別紙２　第二類医薬品
（１）～（３）　（略）
（４）下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤
○無機薬品及び有機薬品
<table>
<tr><th></th><th>告示名</th><th>別名等</th></tr>
<tr><td>１～12</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>アルミノプロフェン</td><td></td></tr>
<tr><td>14～265</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
○生薬及び動植物成分
（略）

（５）（４）に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品（指定第二類医薬品）として指定されている。
ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の７第１項第１号及び第２号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年厚生労働省告示第69号）別表第２に掲げる漢方処方製剤は除く。

○無機薬品及び有機薬品
<table>
<tr><td>１～４</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別紙２　第二類医薬品
（１）～（３）　（略）
（４）下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤。
○無機薬品及び有機薬品
<table>
<tr><th></th><th>告示名</th><th>別名等</th></tr>
<tr><td>１～12</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="3">（新設）</td></tr>
<tr><td>13～264</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
○生薬及び動植物成分
（略）

（５）（４）に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品（指定第二類医薬品）として指定されている。
ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第36条の７第１項第１号及び第２号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年厚生労働省告示第69号）別表第２に掲げる漢方処方製剤は除く。

○無機薬品及び有機薬品
<table>
<tr><td>１～４</td><td>（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

5	アルミノプロフェン
6～53	（略）

○生薬及び動植物成分
（略）

（6）　（略）

（新設）	
5～52	（略）

○生薬及び動植物成分
（略）

（6）　（略）

別添２

別紙１

平成 28.10.19 最終改正

第一類医薬品

（１）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条の４第１項第２号に規定する厚生労働大臣が指示する医薬品であって、同号に規定する厚生労働大臣が指示する期間に１年を加えた期間を経過していないもの

（２）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 14 条第８項第１号に該当するものとして承認され、同法第 79 条第１項の規定に基づき、製造販売の承認の条件として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に１年を加えた期間を経過していないもの

（３）専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（毒薬又は劇薬に限る。）

（４）下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

	告示名	別名等
1	アシクロビル	
2	アミノフィリン	
3	イソコナゾール	硝酸イソコナゾール
4	オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	硝酸オキシコナゾール、オキシコナゾール硝酸塩
5	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	
6	ジエチルスチルベストロール	
7	ジクロルボス。ただし、プラスチック板に吸着させた殺虫剤（ジクロルボス５％以下を含有するものを除く。）に限る。	
8	シメチジン	
9	ストリキニーネ	硝酸ストリキニーネ
10	テオフィリン	
11	テストステロン	
12	テストステロンプロピオン酸エステル	プロピオン酸テストステロン
13	トラネキサム酸。ただし、しみ（肝斑に限る。）改	

	善薬に限る。	
14	ニコチン。ただし、貼付剤に限る。	
15	ニザチジン	
16	ビダラビン	
17	ファモチジン	
18	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬に限る。	ミコナゾール硝酸塩
19	ミノキシジル	
20	メチルテストステロン	
21	ヨヒンビン	塩酸ヨヒンビン
22	ラニチジン	塩酸ラニチジン
23	ロキサチジン酢酸エステル	塩酸ロキサチジンアセテート
24	ロキソプロフェン	ロキソプロフェンナトリウム水和物

注）「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

（5）下記に掲げる体外診断用医薬品

一般用黄体形成ホルモンキット

別紙２

平成30．７．８最終改正

第二類医薬品

（１）専らねずみ、はえ、蚊、のみその他これらに類する生物の防除のために使用されることが目的とされる医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの（第一類医薬品及び毒薬又は劇薬を除く。）

（２）専ら滅菌又は消毒に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人の身体に直接使用されることのないもの

（３）下記に掲げる漢方処方に基づく医薬品及びこれを有効成分として含有する製剤

1　安中散
2　安中散加茯苓
3　胃風湯
4　胃苓湯
5　茵蔯蒿湯
6　茵蔯五苓散
7　烏薬順気散
8　烏苓通気散
9　温経湯
10　温清飲
11　温胆湯
12　越婢加朮湯
13　越婢加朮附湯
14　延年半夏湯
15　黄耆桂枝五物湯
16　黄耆建中湯
17　黄芩湯
18　応鐘散（別名芎黄散）
19　黄連阿膠湯
20　黄連解毒湯
21　黄連湯
22　乙字湯
23　乙字湯去大黄
24　解急蜀椒湯
25　解労散
26　加減涼膈散（浅田）
27　加減涼膈散（龔廷賢）

28 化食養脾湯
29 藿香正気散
30 葛根黄連黄芩湯
31 葛根紅花湯
32 葛根湯
33 葛根湯加川芎辛夷
34 加味温胆湯
35 加味帰脾湯
36 加味解毒湯
37 加味四物湯
38 加味逍遙散
39 加味逍遙散加川芎地黄（別名加味逍遙散合四物湯）
40 加味平胃散
41 栝楼薤白湯
42 栝楼薤白白酒湯
43 乾姜人参半夏丸
44 甘草乾姜湯
45 甘草瀉心湯
46 甘草湯
47 甘草附子湯
48 甘麦大棗湯
49 甘露飲
50 帰耆建中湯
51 桔梗湯
52 枳縮二陳湯
53 帰脾湯
54 芎帰膠艾湯
55 芎帰調血飲
56 芎帰調血飲第一加減
57 響声破笛丸
58 杏蘇散
59 苦参湯
60 駆風解毒散（別名駆風解毒湯）
61 九味檳榔湯
62 荊芥連翹湯
63 鶏肝丸
64 桂姜棗草黄辛附湯
65 桂枝越婢湯

66 桂枝加黄耆湯
67 桂枝加葛根湯
68 桂枝加厚朴杏仁湯
69 桂枝加芍薬生姜人参湯
70 桂枝加芍薬大黄湯
71 桂枝加芍薬湯
72 桂枝加朮附湯
73 桂枝加竜骨牡蛎湯
74 桂枝加苓朮附湯
75 桂枝芍薬知母湯
76 桂枝湯
77 桂枝二越婢一湯
78 桂枝二越婢一湯加朮附
79 桂枝人参湯
80 桂枝茯苓丸
81 桂枝茯苓丸料加薏苡仁
82 啓脾湯
83 荊防敗毒散
84 桂麻各半湯
85 鶏鳴散加茯苓
86 外台四物湯加味
87 堅中湯
88 甲字湯
89 香砂平胃散
90 香砂養胃湯
91 香砂六君子湯
92 香蘇散
93 厚朴生姜半夏人参甘草湯
94 杞菊地黄丸
95 五虎湯
96 牛膝散
97 五積散
98 牛車腎気丸
99 呉茱萸湯
100 五物解毒散
101 五淋散
102 五苓散
103 柴葛解肌湯

104 柴葛湯加川芎辛夷
105 柴陥湯
106 柴梗半夏湯
107 柴胡加竜骨牡蛎湯
108 柴胡枳桔湯
109 柴胡桂枝乾姜湯
110 柴胡桂枝湯
111 柴胡清肝湯
112 柴胡疎肝湯
113 柴芍六君子湯
114 柴蘇飲
115 柴朴湯
116 柴苓湯
117 左突膏
118 三黄散
119 三黄瀉心湯
120 酸棗仁湯
121 三物黄芩湯
122 滋陰降火湯
123 滋陰至宝湯
124 紫雲膏
125 四逆加人参湯
126 四逆散
127 四逆湯
128 四君子湯
129 滋血潤腸湯
130 紫根牡蛎湯
131 梔子豉湯
132 梔子柏皮湯
133 滋腎通耳湯
134 滋腎明目湯
135 七物降下湯
136 柿蒂湯
137 四物湯
138 炙甘草湯
139 芍薬甘草湯
140 芍薬甘草附子湯
141 鶏鵠菜湯（別名三味鶏鵠菜湯）

142 蛇床子湯
143 十全大補湯
144 十味敗毒湯
145 潤腸湯
146 蒸眼一方
147 生姜瀉心湯
148 小建中湯
149 小柴胡湯
150 小柴胡湯加桔梗石膏
151 小承気湯
152 小青竜湯
153 小青竜湯加杏仁石膏（別名小青竜湯合麻杏甘石湯）
154 小青竜湯加石膏
155 小続命湯
156 椒梅湯
157 小半夏加茯苓湯
158 消風散
159 升麻葛根湯
160 逍遙散（別名八味逍遙散）
161 四苓湯
162 辛夷清肺湯
163 秦艽羌活湯
164 秦艽防風湯
165 神仙太乙膏
166 参蘇飲
167 神秘湯
168 真武湯
169 参苓白朮散
170 清肌安蛔湯
171 清湿化痰湯
172 清上蠲痛湯（別名駆風触痛湯）
173 清上防風湯
174 清暑益気湯
175 清心蓮子飲
176 清熱補気湯
177 清熱補血湯
178 清肺湯
179 折衝飲

180 洗肝明目湯
181 川芎茶調散
182 千金鶏鳴散
183 千金内托散
184 喘四君子湯
185 銭氏白朮散
186 続命湯
187 疎経活血湯
188 蘇子降気湯
189 大黄甘草湯
190 大黄附子湯
191 大黄牡丹皮湯
192 大建中湯
193 大柴胡湯
194 大柴胡湯去大黄
195 大半夏湯
196 大防風湯
197 沢瀉湯
198 竹茹温胆湯
199 竹葉石膏湯
200 治打撲一方
201 治頭瘡一方
202 治頭瘡一方去大黄
203 知柏地黄丸
204 中黄膏
205 中建中湯
206 調胃承気湯
207 丁香柿蒂湯
208 釣藤散
209 猪苓湯
210 猪苓湯合四物湯
211 通導散
212 定悸飲
213 桃核承気湯
214 当帰飲子
215 当帰建中湯
216 当帰散
217 当帰四逆加呉茱萸生姜湯

218 当帰四逆湯
219 当帰芍薬散
220 当帰芍薬散加黄耆釣藤
221 当帰芍薬散加人参
222 当帰芍薬散加附子
223 当帰湯
224 当帰貝母苦参丸料
225 独活葛根湯
226 独活湯
227 二朮湯
228 二陳湯
229 女神散（別名安栄湯）
230 人参湯（別名理中丸）
231 人参養栄湯
232 排膿散
233 排膿散及湯
234 排膿湯
235 麦門冬湯
236 八解散
237 八味地黄丸
238 八味疝気方
239 半夏厚朴湯
240 半夏散及湯
241 半夏瀉心湯
242 半夏白朮天麻湯
243 白朮附子湯
244 白虎加桂枝湯
245 白虎加人参湯
246 白虎湯
247 不換金正気散
248 伏竜肝湯
249 茯苓飲
250 茯苓飲加半夏
251 茯苓飲合半夏厚朴湯
252 茯苓杏仁甘草湯
253 茯苓四逆湯
254 茯苓沢瀉湯
255 附子粳米湯

256 附子理中湯
257 扶脾生脈散
258 分消湯（別名実脾飲）
259 平胃散
260 防已黄耆湯
261 防已茯苓湯
262 防風通聖散
263 補気健中湯（別名補気建中湯）
264 補中益気湯
265 補肺湯
266 補陽還五湯
267 奔豚湯（金匱要略）
268 奔豚湯（肘後方）
269 麻黄湯
270 麻黄附子細辛湯
271 麻杏甘石湯
272 麻杏薏甘湯
273 麻子仁丸
274 味麦地黄丸
275 明朗飲
276 木防已湯
277 楊柏散
278 薏苡仁湯
279 薏苡附子敗醤散
280 抑肝散
281 抑肝散加芍薬黄連
282 抑肝散加陳皮半夏
283 六君子湯
284 立効散
285 竜胆瀉肝湯
286 苓甘姜味辛夏仁湯
287 苓姜朮甘湯
288 苓桂甘棗湯
289 苓桂朮甘湯
290 苓桂味甘湯
291 麗沢通気湯
292 麗沢通気湯加辛夷
293 連珠飲

294　六味丸（別名六味地黄丸）

（4）下表の「告示名」欄に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

○無機薬品及び有機薬品

	告示名	別名等
1	アクリノール。ただし、外用剤を除く。	
2	アシタザノラスト	
3	アスピリン	アスピリンアルミニウム
4	アセトアミノフェン	
5	アゼラスチン	塩酸アゼラスチン
6	アデノシン三リン酸	アデノシン三リン酸二ナトリウム
7	アドレナリン（別名エピネフリン）	塩酸エピネフリン
8	アミノ安息香酸エチル。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。	
9	アモロルフィン	塩酸アモロルフィン
10	アリメマジン。ただし、外用剤を除く。	酒石酸アリメマジン
11	アリルイソプロピルアセチル尿素	
12	アルジオキサ。ただし、外用剤を除く。	アラントインジヒドロキシアルミニウム
13	アルミノプロフェン	
14	アロクラミド	塩酸アロクラミド
15	安息香酸。ただし、外用剤（吸入剤を除く。）を除く。	安息香酸ナトリウム
16	アンブロキソール	塩酸アンブロキソール
17	イソチペンジル。ただし、外用剤を除く。	塩酸イソチペンジル
18	イソプロパミド	ヨウ化イソプロパミド
19	イソプロピルアンチピリン	
20	イブプロフェン	
21	イブプロフェンピコノール	
22	イプロヘプチン	塩酸イプロヘプチン
23	インドメタシン	
24	ウフェナマート	
25	エキサラミド	
26	エコナゾール	硝酸エコナゾール
27	エストラジオール	
28	エストラジオール安息香酸エステル	安息香酸エストラジオール
29	エタノール。ただし、内用剤及び外用剤（化膿性疾病用薬を除く。）を除く。	

30	エチニルエストラジオール	
31	エチルシステイン	塩酸L-エチルシステイン
32	エテンザミド	
33	エバスチン	
34	エピナスチン	
35	エフェドリン	塩酸エフェドリン
36	エメダスチン	エメダスチンフマル酸塩
37	エルゴカルシフェロール又はコレカルシフェロール。ただし、外用剤を除く。	ビタミンD、ビタミンD2、ビタミンD3
38	オキシキノリン	
39	オキシコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬を除く。	硝酸オキシコナゾール
40	オキシテトラサイクリン	
41	オキシフェンサイクリミン	塩酸オキシフェンサイクリミン
42	オキシポリエトキシドデカン	
43	オキシメタゾリン	オキシメタゾリン塩酸塩
44	オキセサゼイン	
45	カイニン酸	
46	カサントラノール	
47	可溶性含糖酸化鉄	
48	カルビノキサミン	ジフェニルジスルホン酸カルビノキサミン、ジフェニルスルホン酸カルビノキサミン、マレイン酸カルビノキサミン
49	カルボシステイン	L-カルボシステイン
50	還元鉄	
51	グアヤコール	炭酸グアヤコール
52	グアヤコールスルホン酸	グアヤコールスルホン酸カリウム
53	クエン酸鉄	クエン酸第二鉄アンモニウム
54	グリセオフルビン	
55	グリセリン。ただし、内用剤及び外用剤（浣腸剤を除く。）を除く。	濃グリセリン
56	クレオソート	
57	クレゾール	
58	クレゾールスルホン酸	クレゾールスルホン酸カリウム
59	クレマスチン	フマル酸クレマスチン
60	クロトリマゾール。ただし、膣カンジダ治	

	療薬を除く。	
61	クロペラスチン	フェンジゾ酸クロペラスチン、塩酸クロペラスチン
62	クロモグリク酸	クロモグリク酸ナトリウム
63	クロラムフェニコール	
64	クロルゾキサゾン	
65	クロルフェニラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。	dl-マレイン酸クロルフェニラミン
66	クロルヘキシジン	グルコン酸クロルヘキシジン、塩酸クロルヘキシジン
67	ケイ酸アルミニウム。ただし、外用剤を除く。	合成ケイ酸アルミニウム、天然ケイ酸アルミニウム
68	ケイ酸アルミン酸マグネシウム	
69	ケトチフェン	フマル酸ケトチフェン
70	ケトプロフェン	
71	コデイン	リン酸コデイン
72	コリスチン	硫酸コリスチン
73	コルチゾン酢酸エステル	酢酸コルチゾン
74	サザピリン	
75	サナルミン	
76	サリチルアミド	
77	サリチル・ミョウバン散	
78	サリチル酸	サリチル酸ナトリウム
79	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。	
80	酸化鉛	一酸化鉛、四三酸化鉛
81	サントニン	
82	次亜塩素酸ナトリウム	
83	ジエチルジチオカルバミン酸	ジエチルジチオカルバミン酸亜鉛
84	ジオクチルソジウムスルホサクシネート	
85	歯科用フェノールカンフル	
86	シクロピロクスオラミン	
87	ジクロフェナク	ジクロフェナクナトリウム
88	ジクロルイソシアヌル酸	ジクロルイソシアヌル酸ナトリウム
89	ジサイクロミン	塩酸ジサイクロミン
90	次サリチル酸ビスマス	
91	次硝酸ビスマス。ただし、外用剤を除く。	

92	次炭酸ビスマス	
93	シッカニン	
94	ジヒドロキシアルミニウム	ジヒドロキシアルミニウム・アミノ酢酸塩
95	ジヒドロコデイン	リン酸ジヒドロコデイン
96	ジフェテロール	リン酸ジフェテロール
97	ジフェニドール	塩酸ジフェニドール
98	ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン	ヨウ化ジフェニルピペリジノメチルジオキソラン
99	ジフェニルピラリン。ただし、外用剤（坐剤を除く。）を除く。	テオクル酸ジフェニルピラリン、塩酸ジフェニルピラリン
100	ジフェンヒドラミン。ただし、外用剤（坐剤及び点鼻剤を除く。）を除く。	サリチル酸ジフェンヒドラミン、タンニン酸ジフェンヒドラミン、フマル酸ジフェンヒドラミン、塩酸ジフェンヒドラミン
101	ジブカイン	塩酸ジブカイン
102	ジブナート	ジブナートナトリウム
103	ジプロフィリン	
104	次没食子酸ビスマス。ただし、外用剤を除く。	
105	ジメンヒドリナート	
106	臭化ナトリウム	
107	シュウ酸セリウム	
108	水酸化アルミナマグネシウム	サナルミン
109	水酸化アルミニウム	乾燥水酸化アルミニウムゲル
110	水酸化アルミニウム・炭酸カルシウム・炭酸マグネシウム共沈生成物	
111	水酸化アルミニウム・炭酸水素ナトリウム共沈生成物	
112	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム	水酸化アルミニウム・炭酸マグネシウム混合乾燥ゲル
113	水酸化カリウム	
114	水酸化マグネシウム・硫酸アルミニウムカリウム共沈生成物	
115	スクラルファート	
116	スコポラミン	臭化水素酸スコポラミン
117	ストマクシン	
118	スルコナゾール	硝酸スルコナゾール

119	スルファジアジン	
120	スルファミン	
121	スルファメトキサゾール	スルファメトキサゾールナトリウム
122	スルフイソキサゾール	
123	スルフイソミジン	
124	セチリジン	
125	セトリミド	
126	センノシド	センノシドA・B、センノシドカルシウム
127	ソファルコン	
128	炭酸鉛	
129	タンニン酸アルブミン	
130	チオコナゾール	
131	チキジウム	チキジウム臭化物
132	チペピジン	クエン酸チペピジン、ヒベンズ酸チペピジン
133	チメピジウム	臭化チメピジウム
134	ディート	
135	テオブロミン	サリチル酸ナトリウムテオブロミン
136	デキサメタゾン	
137	デキサメタゾン酢酸エステル	酢酸デキサメタゾン
138	デキストロメトルファン	デキストロメトルファン・フェノールフタリン塩、デキストロメトルファン臭化水素酸塩水和物
139	テシット	
140	テシット・デシチン	
141	テトラサイクリン	
142	テトラヒドロゾリン	塩酸テトラヒドロゾリン、硝酸テトラヒドロゾリン
143	テプレノン	
144	デメチルクロルテトラサイクリン	塩酸デメチルクロルテトラサイクリン
145	テルビナフィン	
146	トラニラスト	
147	トリアムシノロンアセトニド	
148	トリクロルイソシアヌル酸	トリクロルイソシアヌール酸
149	トリコマイシン	
150	トリプロリジン	塩酸トリプロリジン

151	トリペレナミン	塩酸トリペレナミン
152	トリメチルセチルアンモニウムペンタクロロフェネート	
153	トリメトキノール	塩酸トリメトキノール
154	トリメブチン	マレイン酸トリメブチン
155	トルシクラート	
156	トルナフタート	
157	トロキシピド	
158	トンジルアミン	塩酸トンジルアミン
159	ナイスタチン	
160	ナファゾリン	塩酸ナファゾリン、硝酸ナファゾリン
161	ニコチン。ただし、貼付剤を除く。	
162	ニトロフェノール	ニトロフェノールナトリウム
163	乳酸鉄	
164	ネチコナゾール	塩酸ネチコナゾール
165	バシトラシン	
166	パパベリン	塩酸パパベリン
167	ハロプロジン	
168	ピコスルファート	ピコスルファートナトリウム
169	ビサコジル	
170	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。	
171	ヒドロキシナフトエ酸アルミニウム	3-ヒドロキシ-2-ナフトエ酸アルミニウム
172	ヒドロコルチゾン	
173	ヒドロコルチゾン酢酸エステル	酢酸ヒドロコルチゾン
174	ヒドロコルチゾン酪酸エステル	
175	ヒドロタルサイト	合成ヒドロタルサイト
176	ビフォナゾール	
177	ピペラジン	アジピン酸ピペラジン、クエン酸ピペラジン、ピペラジンヘキサヒドラート、リンゴ酸ピペラジン、リン酸ピペラジン
178	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル	
179	ピルビニウム	パモ酸ピルビニウム
180	ピレンゼピン	塩酸ピレンゼピン
181	ピロールニトリン	
182	ピロキシカム	

183	ピロクトンオラミン	
184	ピロリン酸鉄	
185	フィトナジオン	
186	フィロキノン	ビタミンK1
187	フェキソフェナジン	
188	フェニラミン	マレイン酸フェニラミン
189	フェニレフリン	塩酸フェニレフリン
190	フェネタジン	タンニン酸フェネタジン、塩酸フェネタジン
191	フェノール	
192	フェノール・亜鉛華リニメント	
193	フェノトリン	
194	フェルビナク	
195	プソイドエフェドリン	塩酸プソイドエフェドリン、硫酸プソイドエフェドリン
196	ブチルスコポラミン	臭化ブチルスコポラミン
197	ブテナフィン	塩酸ブテナフィン
198	ブフェキサマク	
199	フマル酸鉄	
200	フラジオマイシン	硫酸フラジオマイシン
201	プラノプロフェン	
202	フラボキサート	フラボキサート塩酸塩
203	フルオシノロンアセトニド	
204	プレドニゾロン	
205	プレドニゾロン酢酸エステル	酢酸プレドニゾロン、酢酸プレドニゾロン及びこの吉草酸エステル
206	プレドニゾロン吉草酸エステル	吉草酸プレドニゾロン、酢酸プレドニゾロン及びこの吉草酸エステル
207	プロカイン	塩酸プロカイン
208	プロキシフィリン	
209	ブロムヘキシン	塩酸ブロムヘキシン
210	ブロムワレリル尿素	
211	プロメタジン	テオクル酸プロメタジン、プロメタジンメチルジサリチル酸塩、プロメタジンメチレンジサリチル酸塩、メチレンジサリチル酸プロメタジン、塩酸プロメタジン

212	ヘキサミン	マンデル酸ヘキサミン
213	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル	
214	ベタネコール	塩化ベタネコール
215	ベタメタゾン吉草酸エステル	吉草酸ベタメタゾン
216	ヘパリンナトリウム	
217	ヘパリン類似物質	
218	ペミロラストカリウム	
219	ベラドリン	
220	ベラドンナ総アルカロイド	
221	ペリフェルミン	ジアセチルアミノアゾトルエン
222	ベルベリン。ただし、外用剤を除く。	タンニン酸ベルベリン、塩化ベルベリン
223	ペントキシベリン	クエン酸ペントキシベリン
224	ペントキシペンタン	クエン酸ペントキシペタン
225	ホモスルファミン	
226	ポリエチレンスルホン酸	ポリエチレンスルホン酸ナトリウム
227	ポリミキシンB	
228	マーキュロクロム	
229	ミコナゾール。ただし、膣カンジダ治療薬を除く。	ミコナゾール硝酸塩
230	メキタジン	
231	メクリジン	塩酸メクリジン
232	メタケイ酸アルミン酸ナトリウム	
233	メタケイ酸アルミン酸マグネシウム	
234	メチキセン	塩酸メチキセン
235	メチルアトロピン	臭化メチルアトロピン
236	メチルアニソトロピン	臭化メチルアニソトロピン
237	メチルエフェドリン	dl-メチルエフェドリン、dl-メチルエフェドリンサッカリン塩、dl-塩酸メチルエフェドリン
238	メチルオクタトロピン	臭化メチルオクタトロピン
239	メチルシステイン	塩酸メチルシスティン
240	メチルスコポラミン	臭化メチルスコポラミン
241	メチルヒヨスチアミン	臭化メチル-l-ヒヨスチアミン
242	メチルベナクチジウム	臭化メチルベナクチジウム
243	メトカルバモール	
244	メトキシフェナミン	塩酸メトキシフェナミン

245	メトジラジン	塩酸メトジラジン
246	メピバカイン	
247	メブヒドロリン	ナパジシル酸メブヒドロリン
248	メプリルカイン	塩酸メプリルカイン
249	モノニトログアヤコール	モノニトログアヤコールナトリウム
250	ラウオルフィアセルペンチナ総アルカロイド	
251	ラクチルフェネチジン	
252	ラノコナゾール	
253	リドカイン	塩酸リドカイン
254	リトスペール	
255	硫酸コバルト	
256	硫酸鉄	乾燥硫酸鉄
257	硫酸銅	
258	硫酸マンガン	
259	レゾルシン	
260	レチノール。ただし、外用剤を除く。	ビタミンA
261	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。	酢酸レチノール
262	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。	パルミチン酸レチノール
263	ロートエキス。ただし、外用剤を除く。	
264	ロート根総アルカロイド	
265	ロペラミド	塩酸ロペラミド

○生薬及び動植物成分

	告示名	別名等
1	赤カシュウ。ただし、外用剤を除く。	
2	亜麻仁。ただし、外用剤を除く。	
3	アルニカ。ただし、外用剤を除く。	
4	アロエ。ただし、外用剤及び1日量中アロエ0.75g以下を含有するものを除く。	アロエ葉末
5	アンズオール。ただし、外用剤を除く。	
6	イチイ。ただし、外用剤を除く。	
7	イレイセン。ただし、1日量中イレイセン0.15g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
8	インチン。ただし、外用剤及び1日量中インチン3g以下を含有	

	するものを除く。	
9	インチンコウ。ただし、外用剤及び1日量中インチンコウ3g以下を含有するものを除く。	
10	インヨウカク。ただし、外用剤を除く。	イカリソウ
11	ウヤク。ただし、外用剤及び1日量中ウヤク2g以下を含有するものを除く。	
12	ウワウルシ。ただし、外用剤を除く。	
13	エイジツ。ただし、外用剤を除く。	
14	エンゴサク。ただし、外用剤を除く。	
15	オウゴン。ただし、外用剤及び1日量中オウゴン1g以下を含有するものを除く。	
16	オウバク。ただし、外用剤及び1日量中オウバク3g以下を含有するものを除く。	
17	オウレン。ただし、外用剤及び1日量中オウレン1g以下を含有するものを除く。	
18	カイクジン。ただし、外用剤を除く。	カイクベン（海狗鞭）
19	カシ。ただし、外用剤を除く。	ミロバラン
20	カシュウ。ただし、外用剤を除く。	
21	ガジュツ。ただし、1日量中ガジュツ5g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
22	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。	
23	カッコウ。ただし、外用剤及び1日量中カッコウ3g以下を含有するものを除く。	
24	カッコン。ただし、外用剤及び1日量中カッコン4g以下を含有するものを除く。	
25	カッセキ。ただし、外用剤及び1日量中カッセキ1.5g以下を含有するものを除く。	
26	カラコウボク。ただし、外用剤を除く。	
27	カラセンキュウ。ただし、外用剤及び1日量中カラセンキュウ2.5g以下を含有するものを除く。	
28	カロコン。ただし、外用剤を除く。	
29	カワヤナギ。ただし、外用剤を除く。	
30	カンショウコウ	
31	カンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中カンゾウ1g未満を含有するものを除く。	
32	カントウカ	
33	カンボウイ。ただし、外用剤を除く。	

34	キササゲ。ただし、外用剤を除く。	
35	キョウカツ。ただし、外用剤及び1日量中キョウカツ0.15g以下を含有するものを除く。	
36	キョウニン。ただし、外用剤及び1日量中キョウニン0.2g以下を含有するものを除く。	
37	クコヨウ。ただし、外用剤を除く。	
38	クジン。ただし、外用剤を除く。	
39	クバク	
40	クレンピ。ただし、外用剤を除く。	
41	ケイガイ。ただし、1日量中ケイガイ1g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
42	ケイガイホ。ただし、1日量中ケイガイホ1g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	ケイガイスイ
43	ケンゴシ。ただし、外用剤を除く。	
44	ケンゴシ脂。ただし、外用剤を除く。	
45	ゲンジン。ただし、外用剤及び1日量中ゲンジン0.5g以下を含有するものを除く。	
46	牽丸抽出物。ただし、外用剤を除く。	
47	コウクジン。ただし、外用剤を除く。	コウクベン（広狗鞭）
48	コウブシ。ただし、外用剤を除く。	
49	コウボク。ただし、外用剤及び1日量中コウボク0.3g以下を含有するものを除く。	
50	コウホン	
51	コクロジン。ただし、外用剤を除く。	
52	コケモモヨウ。ただし、外用剤を除く。	
53	ゴシツ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシツ1.5g以下を含有するものを除く。	
54	ゴシュユ。ただし、外用剤及び1日量中ゴシュユ0.4g以下を含有するものを除く。	
55	コジョウコン	
56	ゴボウシ。ただし、外用剤及び1日量中ゴボウシ1.5g以下を含有するものを除く。	
57	ゴレイシ。ただし、外用剤を除く。	
58	コロンボ。ただし、外用剤を除く。	
59	コンズランゴ。ただし、外用剤を除く。	
60	サイコ。ただし、外用剤及び1日量中サイコ0.7g以下を含有するものを除く。	

61	サイシン。ただし、外用剤及び1日量中サイシン0.3g以下を含有するものを除く。	
62	サンショウコン。ただし、外用剤を除く。	
63	ジオウ（別名カンジオウ又はジュクジオウ）。ただし、外用剤及び1日量中ジオウ0.8g以下を含有するものを除く。	
64	シオン。ただし、外用剤を除く。	
65	ジコッピ。ただし、外用剤及び1日量中ジコッピ0.2g以下を含有するものを除く。	
66	ジセキ。ただし、外用剤を除く。	
67	シツリシ。ただし、外用剤を除く。	
68	シベット。ただし、外用剤を除く。	シベトール
69	シャカンゾウ。ただし、外用剤及び1日量中シャカンゾウ1g未満を含有するものを除く。	
70	シャクナゲヨウ	
71	ジャコウ。ただし、外用剤を除く。	
72	ジャショウシ。ただし、外用剤及び1日量中ジャショウシ0.6g以下を含有するものを除く。	
73	絨毛組織加水分解物。ただし、外用剤を除く。	
74	シュロジツ。ただし、外用剤を除く。	
75	ショウブコン。ただし、外用剤を除く。	カラムス根
76	ショウマ。ただし、外用剤及び1日量中ショウマ0.15g以下を含有するものを除く。	
77	静脈血管叢エキス	
78	ショウレンギョウ。ただし、外用剤を除く。	オトギリソウ（弟切草）
79	ジリュウ。ただし、外用剤及び1日量中ジリュウ1.5g以下を含有するものを除く。	
80	シンイ。ただし、外用剤及び1日量中シンイ0.3g以下を含有するものを除く。	
81	ジンギョウ。ただし、外用剤を除く。	
82	ジンコウ。ただし、外用剤及び1日量中ジンコウ1g以下を含有するものを除く。	
83	シンモッコウ。ただし、外用剤を除く。	
84	スイサイヨウ。ただし、外用剤を除く。	
85	セイヨウトチノキ種子。ただし、外用剤を除く。	
86	ゼオライト。ただし、外用剤を除く。	
87	セキイ。ただし、外用剤を除く。	ヒトツバ

88	セキサン。ただし、外用剤を除く。	
89	セキショウコン。ただし、外用剤を除く。	
90	セッコウ。ただし、外用剤及び1日量中セッコウ1.5g以下を含有するものを除く。	
91	セッコク。ただし、外用剤を除く。	
92	セッコツボク。ただし、外用剤を除く。	ニワトコ
93	セッコツヨウ。ただし、外用剤を除く。	
94	センキュウ。ただし、外用剤及び1日量中センキュウ2.5g以下を含有するものを除く。	
95	ゼンコ。ただし、外用剤及び1日量中ゼンコ1.25g以下を含有するものを除く。	
96	センコツ。ただし、外用剤を除く。	
97	センソ。ただし、外用剤を除く。	
98	センソウ（茜草）	アカネコン
99	センナ（別名センナヨウ）	
100	センナジツ	
101	センプクカ	
102	センボウ。ただし、外用剤を除く。	
103	センレンシ。ただし、外用剤を除く。	
104	ソウキセイ（ヤドリギ科の植物を基原とする生薬を含む。）。ただし、外用剤を除く。	
105	ソウジ	ソウジシ（蒼耳子）
106	ソウジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ソウジュツ2.25g以下を含有するものを除く。	
107	ソボク。ただし、外用剤及び1日量中ソボク1g以下を含有するものを除く。	
108	ダイオウ。ただし、外用剤を除く。	
109	タイシャセキ。ただし、外用剤を除く。	
110	胎盤	
111	胎盤加水分解物	
112	ダイフクヒ。ただし、外用剤を除く。	
113	タクシャ。ただし、外用剤及び1日量中タクシャ3g以下を含有するものを除く。	
114	ダツラ。ただし、外用剤を除く。	
115	タンジン。ただし、外用剤を除く。	
116	チョウトウコウ。ただし、外用剤及び1日量中チョウトウコウ0.3g以下を含有するものを除く。	カギカズラ、チョウトウ
117	チョレイ。ただし、外用剤及び1日量中チョレイ2.25g以下を含	

	有するものを除く。	
118	鉄粉	
119	テンナンショウ。ただし、外用剤を除く。	
120	テンマ。ただし、外用剤及び1日量中テンマ1g以下を含有するものを除く。	
121	テンモンドウ。ただし、外用剤及び1日量中テンモンドウ1.25g以下を含有するものを除く。	
122	トウジン。ただし、外用剤を除く。	
123	トウニン。ただし、1日量中トウニン0.5g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
124	ドクカツ。ただし、外用剤及び1日量中ドクカツ1.5g以下を含有するものを除く。	ドッカツ（独活）
125	トコン	
126	トシシ。ただし、外用剤を除く。	
127	ドモッコウ。ただし、外用剤を除く。	
128	ナンテン	
129	バイモ	
130	ハクセンヒ	ハクセンピ
131	ハゲキテン。ただし、外用剤を除く。	ハゲキ、ハゲキニク
132	ハゴシ。ただし、外用剤を除く。	ホコツシ
133	バショウコン。ただし、外用剤を除く。	
134	ハッカイヒ（別名ハッカイ）。ただし、外用剤を除く。	ハッカイボク
135	ハンゲ。ただし、外用剤（粘膜に使用する製剤を除く。）及び1日量中ハンゲ0.6g以下を含有するものを除く。	
136	ハンペンレン	
137	ヒマシ油。ただし、外用剤を除く。	
138	ビャクキョウサン。ただし、外用剤を除く。	ビャクキョウザン
139	ビャクシ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクシ1.6g以下を含有するものを除く。	
140	ビャクジュツ。ただし、外用剤及び1日量中ビャクジュツ2.25g以下を含有するものを除く。	オケラ
141	ビャクダン。ただし、外用剤を除く。	
142	ビンロウジ。ただし、外用剤を除く。	
143	フクボンシ。ただし、外用剤を除く。	
144	ブクリョウ。ただし、外用剤及び1日量中ブクリョウ4g以下を含有するものを除く。	
145	ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。	

146	フジコブ	
147	フジバカマ	
148	フラングラ皮。ただし、外用剤を除く。	
149	ベアベリー。ただし、外用剤を除く。	
150	ベラドンナコン（別名ベラドンナ）。ただし、外用剤を除く。	
151	ボウイ。ただし、外用剤及び1日量中ボウイ0.5g以下を含有するものを除く。	
152	ボウフウ。ただし、外用剤及び1日量中ボウフウ0.3g以下を含有するものを除く。	
153	ボタンピ。ただし、外用剤及び1日量中ボタンピ0.4g以下を含有するものを除く。	
154	ポテンティラ。ただし、外用剤を除く。	
155	ホミカ。ただし、外用剤を除く。	
156	マオウ。ただし、外用剤を除く。	
157	マクリ。ただし、外用剤を除く。	
158	マンケイシ。ただし、外用剤及び1日量中マンケイシ0.5g以下を含有するものを除く。	
159	ムラサキオモト。ただし、外用剤を除く。	
160	メリロート。ただし、外用剤を除く。	
161	モクツウ。ただし、1日量中モクツウ0.3g以下を含有するもの（外用剤を除く。）を除く。	
162	モツヤク。ただし、外用剤を除く。	ミルラ
163	ヤカン。ただし、外用剤を除く。	
164	ヤクモソウ。ただし、外用剤を除く。	
165	ヤツメウナギ。ただし、外用剤を除く。	
166	ヤラッパ。ただし、外用剤を除く。	
167	ヤラッパ脂。ただし、外用剤を除く。	
168	ユキワリソウ	
169	ヨウキセキ。ただし、外用剤を除く。	
170	ラクトサン。ただし、外用剤を除く。	
171	リュウタン。ただし、外用剤及び1日量中リュウタン0.75g以下を含有するものを除く。	
172	レンギョウ。ただし、外用剤及び1日量中レンギョウ0.3g以下を含有するものを除く。	
173	レンケイ。ただし、外用剤を除く。	
174	ロクジン。ただし、外用剤を除く。	
175	ロクベン。ただし、外用剤を除く。	

176	ロジン（驢腎）。ただし、外用剤を除く。	
177	ワコウボク。ただし、外用剤を除く。	
178	ワレリアナ。ただし、外用剤を除く。	

注１）１日量は、15 歳以上の者に係る量（以下「基準量」という。）であって、15 歳未満の者に係る量は基準量を勘案し算定した量とする。

注２）１日量は、原生薬による値であり、エキス等については原生薬に換算した値を使用すること。

注３）「告示名」欄中の有効成分は、その塩類及びそれらの水和物を含めた形で表記したものであること。また、特に記載がない限り、それらの光学異性体、立体異性体及び構造異性体を含む表記であること。

注４）生薬及び動植物成分については、現行既知の範囲において、リスクが明らかに異なるものについては、末、エキス等の別を表記することとし、それ以外のものについては、末、散、エキス、流エキス、抽出物、乾燥エキス及び乾燥水製エキス等を含む表記であること。

（５）（４）に示した第二類医薬品のうち下記に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤については、特に注意を要する医薬品（指定第二類医薬品）として指定されている。

ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 36 条の７第１項第１号及び第２号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成 19 年厚生労働省告示第 69 号）別表第２に掲げる漢方処方製剤は除く。

○無機薬品及び有機薬品

1	アスピリン
2	アミノ安息香酸エチル（内服薬に限る。）
3	アモロルフィン
4	アリルイソプロピルアセチル尿素
5	アルミノプロフェン
6	安息香酸（吸入剤に限る。）
7	イブプロフェン
8	エストラジオール
9	エストラジオール安息香酸エステル
10	エチニルエストラジオール
11	エテンザミド
12	カサントラノール
13	ケトプロフェン
14	コデイン
15	コルチゾン酢酸エステル
16	サザピリン
17	サリチルアミド

18	サリチル酸（内服薬に限る。）
19	サリチル酸フェニル。ただし、外用剤を除く。
20	ジヒドロコデイン
21	ジフェンヒドラミン（睡眠改善薬に限る。）
22	シュウ酸セリウム
23	センノシド
24	デキサメタゾン
25	デキサメタゾン酢酸エステル
26	テルビナフィン
27	トリアムシノロンアセトニド
28	ニコチン。ただし、貼付剤を除く。
29	ネチコナゾール
30	ビタミンA油。ただし、外用剤を除く。
31	ヒドロコルチゾン
32	ヒドロコルチゾン酢酸エステル
33	ヒドロコルチゾン酪酸エステル
34	ピペリジルアセチルアミノ安息香酸エチル
35	プソイドエフェドリン
36	ブテナフィン
37	フラボキサート
38	フルオシノロンアセトニド
39	プレドニゾロン
40	プレドニゾロン酢酸エステル
41	プレドニゾロン吉草酸エステル
42	ブロムワレリル尿素
43	プロメタジン
44	ベクロメタゾンプロピオン酸エステル
45	ベタネコール
46	ベタメタゾン吉草酸エステル
47	メチルエフェドリン（内服薬に限る。）
48	ラウオルフィアセルペンチナ総アルカロイド
49	ラノコナゾール
50	レチノール。ただし、外用剤を除く。
51	レチノール酢酸エステル。ただし、外用剤を除く。
52	レチノールパルミチン酸エステル。ただし、外用剤を除く。
53	ロペラミド

○生薬及び動植物成分

1	イチイ。ただし、外用剤を除く。
2	カスカラサグラダ。ただし、外用剤を除く。
3	クバク
4	コジョウコン
5	センナ　(別名センナヨウ)
6	センナジツ
7	トコン
8	ブシ（別名加工ブシ又はホウブシ）。ただし、外用剤を除く。
9	マオウ。ただし、外用剤を除く。

（6）下記に掲げる体外診断用医薬品

1　一般用グルコースキット

2　一般用総蛋白キット

3　一般用ヒト絨毛性性腺刺激ホルモンキット